

官公需における障害者雇用企業・障害者福祉施設等に対する特例措置について(平成22年度)

特例措置を講じている都道府県市:61都道府県市

| 自治体名 | 事項 | 開始年度 | 特例措置の内容 |
|------|--|--------|--|
| 北海道 | 障がい者就労支援企業に対する入札等における優遇措置 ※平成16年度から実施していた「障害者雇用企業等からの物品調達への優遇制度」を拡充し、平成21年度から実施 | 平成21年度 | 障がい者の多数雇用や授産施設等への優先発注など障がい者の就労支援に関して、継続的かつ安定的に取り組む企業を「障がい者就労支援企業」として認証し、道の低利融資制度及び委託業務等にかかる入札、物品調達に係る対象事業者選定において優遇措置を講ずる ・道の建設工事競争入札参加資格審査における加点評価 ・道の委託業務等に係る総合評価競争入札における加点評価 ・道の物品調達に係る随意契約や指名競争入札における対象事業者の優先的選定 ・道の低利融資制度の貸付対象 |
| | 授産施設等に対する物品調達等における優遇措置 | 平成17年度 | 随意契約により、授産施設等が供給できる物品・役務を調達する際の優先的な調達の実施(平成17年度から地方自治法施行令適用、平成19年度地方自治法施行令の一部改正により対象に役務が追加) |
| 青森県 | 物品等に係る競争入札参加資格審査・契約事務 | 平成13年度 | 障害者を積極的に雇用している企業に対し、物品等に係る競争入札資格の等級格付けの際に加点を行っている |
| 岩手県 | 障害者雇用促進企業等からの物品購入等に係る優先的取扱い | 平成14年度 | 障害者(障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第2号から第5号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者及び重度知的障害者)の雇用率が1.8%以上であり、かつ、障害者を2人以上雇用している中小企業等を対象に、 ①随意契約において2人以上の者から見積書を提出させるときに見積書提出者として優先的に選定 ②指名競争入札における指名人員への追加を実施 |
| | 県営建設工事請負資格審査基準における障害者雇用実績の評価 【担当課:建設技術振興課】 | 平成15年度 | 県営建設工事の発注にあたっては、原則として2年ごとに工事の請負を希望する者からの資格申請を受け付けし、請負資格審査を行った上で資格者の格付け等を定めた名簿を策定し、その名簿に基づいて入札・契約事務等を執行している その請負資格審査基準の中の主観点評価項目として、資格申請企業における「障害者雇用」を県独自の施策評価点の一つに設定し評価している |
| | 県営建設工事入札制度『総合評価落札方式』における障害者雇用実績の評価 【担当課:建設技術振興課】 | 平成19年度 | 県営建設工事の発注にあたり、『総合評価落札方式』により入札に付する場合には、入札参加者からの技術提案書・入札書の提出を受け、その技術提案内容等を評価項目毎に評価のうえ、入札価格との総合評価により、落札者を決定することとしている この評価項目の中に「地域精通度等」として『雇用対策の実績の有無』があり、入札時における「障害者」の常時雇用を評価している |
| 宮城県 | 障害者雇用企業等からの物品調達の優遇制度 | 平成14年度 | 「物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿」に登録されている県内に本店又は支店等を有する中小企業者で、県内の本店、支店等の障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)雇用率が3.6%以上の企業及び県内の授産施設、小規模作業所等を対象に、随意契約における優先取扱い、指名競争入札における優先指名、授産施設等からの調達を実施 |
| 秋田県 | 物品の製造の請負・買入等に係る競争入札参加資格の審査 | 平成16年度 | 障害者雇用を行っている事業者に対し、加点を行うことにより、格付の決定に有利になっている |
| 山形県 | 障害者雇用推進事業主等からの物品調達制度 | 平成16年度 | 障がい者の雇用率が1.8%以上の企業及び授産施設等を対象に、随意契約における優先選定、指名競争入札における優先指名を実施 |
| | 建設工事入札参加資格審査における障害者雇用企業の優遇 | 平成19年度 | 山形県が発注する建設工事等に係る競争入札参加資格の審査の際に、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率を達成している(雇用義務はないが障がい者を雇用している場合を含む。)県内企業に対して評価上の加点を行う |

| 自治体名 | 事項 | 開始年度 | 特例措置の内容 |
|------|------------------------------------|--------|--|
| 福島県 | 障がい者雇用企業等からの物品調達優遇制度 (出納局入札用度課) | 平成15年度 | <p>○優遇する企業等：</p> <p>①障がい者雇用推進企業 物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登録されている県内に本店又は支店等を有する企業で、障がい者の雇用率が法定雇用率の2倍(3.6%)以上の企業 ただし、当分の間は法定雇用率(1.8%)以上の中小企業とする</p> <p>②県内の生活保護授産施設等(生活保護授産施設、社会福祉事業授産施設)及び障がい者授産施設等(障がい者授産施設、小規模作業所等)</p> <p>○優遇対象の範囲： ・出納局及び各地方振興局出納室並びに各所属が調達する物品</p> <p>○対象企業等の登録等： ・障がい者雇用推進企業は、商工労働部雇用労政課に申請し登録を受ける。有効期間は登録年度限り ・生活保護授産施設等は、保健福祉部社会福祉課へ、また、障がい者授産施設等は、同部障がい福祉課にそれぞれ届出し登録を受ける、有効期間の制限はなし</p> <p>○優遇措置の内容： ・障がい者雇用推進企業を優先的に指名又は選定する ・生活保護授産施設等及び障がい者授産施設等が製造する物品については、予算の適正な執行に配慮しつつ随意契約により調達するよう努める</p> |
| | 建設工事等入札参加資格における主観点項目 | 平成20年度 | 法定障がい者雇用率達成企業(法定義務有)及び法定義務のない企業で障がい者雇用の実績のある企業への加点 |
| | 総合評価方式(簡易型・標準型)における評価項目 | 平成20年度 | 法定障がい者雇用率達成企業(法定義務有)及び法定義務のない企業で障がい者雇用の実績のある企業への加点 |
| 茨城県 | 障害者雇用企業等への建設工事等入札参加資格の優遇制度 | 平成17年度 | 法定雇用率以上(従業員56人未満は1人以上)の障害者を雇用している企業等を対象に、入札参加資格審査において審査数値の加点を実施 |
| | 障害者雇用企業等からの物品調達の優遇制度 | 平成20年度 | 法定雇用率以上(従業員56人未満は1人以上)の障害者を雇用している企業等を対象に、入札参加資格審査において審査数値の加点を実施 |
| 栃木県 | 授産製品の優先的活用 | 不明 | 障害者関係イベントにおいて、記念品等に授産製品を優先的に採用する |
| 群馬県 | 障害者施設活用推進枠 | 平成17年度 | 県の機関で障害者施設等(精神障害者施設を含む)に業務(製品の買い入れ、印刷、役務の提供)を新規発注する場合に、事業予算(全体予算額5,000千円)を配分する |
| 埼玉県 | 障害者雇用企業であることの、入札指名における配慮 | 不明 | 入札の指名の参考となる業者の格付をする際、障害者雇用企業であるかどうかについても評価するよう、埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者格付要領において定めている また、障害者雇用企業や授産施設等を経営している社会的貢献業者について、優先的に指名をするように通知している |
| 千葉県 | 障害者雇用企業等の入札参加資格登録に係る優遇制度 | 平成14年度 | 物品等の入札参加資格登録の格付けの際に障害者雇用者(雇用率が1.8%以上)の企業等に対し加点評価をしている |
| 東京都 | 障害者雇用企業等からの物品調達等の優遇制度 | 昭和63年度 | 身体障害者多数雇用企業に対し、指名競争入札における優先指名を実施 |

| 自治体名 | 事項 | 開始年度 | 特例措置の内容 |
|------|--------------------------------|--------|--|
| 神奈川県 | 障害者の雇用に努める企業等からの物品等調達 の優遇制度 | 平成11年度 | <p>障害者(精神障害者を含む)の雇用率が3.6%以上の県内中小企業及び県内の障害者福祉施設、地域作業所等から随意契約による優先調達を実施</p> <p><概要></p> <p>(1)対象企業等 県内に本支店等を有する中小企業及び県内の障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、その他地域作業所等福祉的就労の場を営む者</p> <p>(2)対象企業等の適用基準 ・障害者雇用企業:過去1年間の各月の初日における身体障害者等の雇用率が3.6%以上の企業 ・地域作業所等:障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設、同条第21項に規定する地域活動支援センター及び同条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設並びにその他地域作業所等福祉的就労の場を営む者</p> <p>(3)対象となる物品等 ・障害者雇用企業:当該企業が製造販売する物品及びクリーニング請負等役務提供サービス(ただし、印刷物は除く。) ・地域作業所等:当該障害者福祉施設等が供給できる物品及びクリーニング請負及び点字翻訳サービス等</p> <p>(4)特例措置の内容 ・本庁においては予定価格が10万円以上の物品購入は会計局指導課が一括して入札等を実施する制度となっているが、財務規則により随意契約が可能なもの(1件160万円以下の物品購入、1件100万円以下の役務)については、予算の適正な執行に配慮しつつ、各部局において直接随意契約により調達可能とするもの ・出先機関については、本庁に準じてこれら企業等から調達</p> |
| 新潟県 | 障害者雇用状況による入札参加資格総合評点への加点 | 平成15年度 | <p>障害者の雇用状況に応じて、次の場合に入札参加資格総合評点へ加点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用義務があり、法定雇用率を満たす数を超える数の障害者を雇用している場合 ・雇用義務がなくても、障害者を1人以上雇用している場合 |
| | 障害者雇用企業等からの物品調達の優遇制度 | 平成18年度 | <p>1 随意契約 製造の請負、財産の買入れ又は役務の提供の契約について、少額随意契約を実施する場合、「障害者多数雇用事業者」を契約の相手方とするよう努める</p> <p>2 指名競争入札 物品の購入又は物品の製造の契約について、指名競争入札を実施する場合に、指名業者に「障害者多数雇用事業者」を追加選定するよう努める</p> <p>※障害者多数雇用事業者…以下のいずれにも該当し、県の登録を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に事務所又は事業所を有する中小企業者であること ・原則として、年間(申請日の属する月から遡って過去1年間)を通じ、毎月初日において、県内の事業所における障害者数が2人以上かつ障害者雇用率が3.6%以上の企業であること ・入札参加資格名簿に登録されていること、又はそれと同等の資格を有すると認められること |

| 自治体名 | 事項 | 開始年度 | 特例措置の内容 |
|------|---|----------------------------|---|
| 富山県 | 障害者雇用促進企業等からの物品等の調達にかかる優遇制度 | 平成17年度 | <p>障害者雇用促進企業、授産施設等からの物品等の調達について、以下のとおり優遇する</p> <p>1 対象となる企業等 (1)障害者雇用促進企業(次の3つの条件を全てを満たす方が対象です) ・県の物品等の競争入札参加資格を有する企業であること ・県内に本店がある企業であること ・障害者雇用率1.8%以上であること (2)授産施設等 ・授産施設、小規模作業所、福祉工場、更生施設</p> <p>2 優先的取扱いを行う調達 物品の購入、借入れ、製造、修繕等の契約及び役務(建設工事、建設工事に係る測量等の役務並びに庁舎等の清掃及び設備保守点検等の役務を除く。)の提供</p> <p>3 取扱内容 (1)障害者雇用促進企業 指名競争入札又は少額随意契約を行う場合に、通常の指名業者等に1者又は複数の障害者雇用促進企業を追加することに努めます また、1者からの見積もり徴収により調達が可能なものについては、障害者雇用促進企業を優先的に選定するよう努めます (2)授産施設等 調達しようとする物品等が授産施設等が供給できる物品等である場合であって、1者からの見積徴収により調達が可能である場合、調達先として優先します</p> |
| 石川県 | 障害者福祉施設との政策的随意契約 | 平成18年度 | 障害者支援施設等への支援の観点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約により、物品購入や役務の提供を受ける |
| | 授産新製品開発・生産事業 | 平成21年度 | 県内授産施設等が制作している授産製品の「石川らしさ」を備えた新製品や「ねんりんピック石川2010」でのPR用品を開発・生産する業務を委託する |
| 福井県 | 物品購入等に係る競争入札参加資格審査における障害者雇用企業の優遇 | 平成17年度 (平成16年度 審査実施) | 物品購入等の競争入札参加資格の審査の際に、障害者を雇用している企業に対して評価上の加点を行う |
| | 建設工事に係る競争入札参加資格審査における障害者雇用企業の優遇 | 平成15年度 (平成14年度 審査実施) | 福井県の発注する建設工事に係る競争入札参加資格の審査の際に、障害者を雇用している企業に対して評価上の加点を行う |
| 山梨県 | 物品等競争入札参加資格審査 | 不明 | 障害者雇用を行っている事業者に対し、加点を行っている |
| 長野県 | 障害者多数雇用事業者等からの物品等の調達等に関する要綱に基づく優先発注制度 | 平成15年度 | 障害者の雇用率が常用雇用の4%以上(常用雇用者数が25人未満の場合は1人以上)である中小企業及び福祉的就労施設事業者で登録を受けたものを対象に、物品の調達及び印刷物の発注に際して随意契約の範囲で優先的に契約を行うもの |
| 岐阜県 | 障害者雇用努力企業及び小規模作業所等からの物品等調達制度(通称「ハート購入制度」) | 平成13年度 | 障がい者の雇用の促進と継続及び福祉的就労の促進を図るため、積極的に障がい者を雇用している県内の中小企業(障がい者雇用率4%以上)及び福祉的就労を行っている授産施設や小規模作業所を対象に、随意契約における優先発注を実施 |
| | 岐阜県建設工事入札参加資格審査に係る主観的事項審査 | 平成14年度 | 障がい者の雇用の促進に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障がい者の雇用義務を達成し、同法第43条第5項に規定する厚生労働大臣への報告をしている場合及び同法に基づく報告義務のない者で障がい者を雇用している建設業者を評価し、業者格付けに反映 |

| 自治体名 | 事項 | 開始年度 | 特例措置の内容 |
|------|---------------------------------|---------------------------------------|---|
| 静岡県 | 障害者雇用企業に対する入札制度等における優遇制度 | 平成16年度 | <p>県内事業所における障害者(精神障害者を含む)の雇用率が1.8%以上の企業等を対象に、指名競争入札等における配慮等を実施</p> <p>(業種)内容 (庁舎等管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の審査付与と数値に、各発注者において、追加点数5点を別枠で付与する ・総務部管財室所管に係る入札参加者選定要領に記載の選定にあたり勘案する事項の一つに「障害者雇用の状況」を追加する <p>(情報システム開発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札における指名業者選定において、配慮すべき事業者として勘案する ・総合評価一般競争入札において、障害者雇用に関する項目を追加する <p>(森林整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業で実施する森林整備工事の指名競争入札における指名業者選定において、配慮すべき企業として勘案する <p>(建設工事・建設関連業務委託・土木施設維持管理委託)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21・22年度の建設工事入札参加資格において、総合点数への加点を行う ・障害者を雇用している場合、指名競争入札における指名業者選定において、配慮すべき事業者として勘案する <p>(物品・印刷等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用度室における指名競争入札の選定にあたり、障害者雇用企業登録を行った方は、選定条件の一部を満たさない場合においても、優遇により指名されることがある |
| 愛知県 | 障害者多数雇用企業等への物品等及び役務の優先発注制度 | 平成15年度 (物品のみ) 平成16年度 (役務を追加) | 障害者の雇用率が3.6%以上の県内(本店)の中小企業等を対象に、随意契約における優先発注、指名競争入札における優先指名を実施 |
| | 障害者雇用企業への入札参加資格付店数の加点 | 平成16年度 | 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく身体障害者又は知的障害者を雇用している方に対し建設工事入札参加資格付点数に5点の加点を行っている |
| 三重県 | 障害者雇用企業等からの物品等調達優遇制度 | 平成16年度 | 障害者(精神障害者を含む)の雇用率が1.8%以上の中小企業等を対象に、随意契約における優先発注、指名競争入札における優先的扱いを実施 |
| 滋賀県 | ナイスハート物品購入事業 | 平成17年度 | <p>県内の障害者の雇用および福祉的就労の促進を図ることを目的に、県の物品や役務の調達にあたり、積極的に障害者を雇用している障害者雇用促進事業者や福祉的就労の取り組みを行っている障害者支援施設・共同作業所等から、優先的に物品等の調達を行う「ナイスハート物品購入制度」を創設</p> <p>事業の実施にあたっては、県内の障害者支援施設や障害福祉サービス事業所、関係機関、庁内関係課と協働、連携して取り組む</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 物品等の調達において障害者雇用促進事業者(「物品等に係る競争入札参加資格者名簿」に登録されている県内に本店または支店等を有する中小企業者や個人事業者で、県内の本店、支店等の障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)雇用率が2.0%以上の事業者)を入札等の参加条件とする 2 障害者支援施設等で製作された物品や特定印刷物、障害者支援施設等が提供する役務について、障害者支援施設等に限り、随意契約できるとする |
| 京都府 | 建設工事の入札参加者に対する障害者雇用の啓発 | 平成15年度 | 京都府の発注する建設工事に係る指名競争入札参加者の資格審査において、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率以上の障害者を雇用している場合又は雇用義務はないが法定外で雇用している場合には、資格の格付けの基準となる総合点のうち主観点に10点を加算 |
| 大阪府 | 障がい者授産施設等からの授産物品等の調達に関する取扱指針の制定 | 平成13年度 | 障がい者授産施設等で行う障がい者の活動の成果品である授産物品等を、大阪府障がい者授産施設等から積極的に調達するため、購入手続きの簡素化についての指針を定めるもの |
| | 建設工事の入札参加資格者に対する障がい者雇用の啓発 | 平成14年度 | 大阪府の建設工事に係る入札参加資格登録時に、申請者から障がい者の雇用人数の報告を求め、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する法定雇用率を超えている場合には、格付けの基となる評点に福祉点(8点)を加点している |

| 自治体名 | 事項 | 開始年度 | 特例措置の内容 |
|------|---|--------|--|
| 大阪府 | 官公需発注に対する障がい者雇用・就労支援を行う観点から府の清掃業務を活用した総合評価一般競争入札制度の導入 | 平成15年度 | 府の大規模施設(10件)及び中規模施設(6件)の清掃業務に総合評価一般競争入札制度を導入し、評価項目に障がい者等の雇用の視点を設定するなど、本府の施策を推進する上で最も有利なものを総合的に勘案し、落札者を決定する |
| 兵庫県 | 障害者雇用促進企業等からの物品等調達の特遇制度 (障害者支援課、しごと支援課) | 平成15年度 | 1 障害者雇用促進企業(物品関係入札参加資格者名簿に登録され、県内に事業所を有する企業であって、障害者の法定雇用義務を満たすとともに、県内事業所において雇用する障害者数が常用労働者数の3.6%以上かつ5人以上であるもの。)を指名競争入札又は少額随意契約を行う場合に、通常の指名業者数等に1者又は複数追加することに努める 2 物品の購入等に対し、少額随意契約を行う場合、見積書を徴する相手方を授産施設、小規模作業所等に限ることができる 3 施設の清掃等の維持管理業務等の主として障害者が直接従事することが見込まれる業務については、見積書を徴する相手方を多数障害者雇用企業(県内事業所において雇用する障害者数が常用労働者数の20%以上である障害者雇用促進企業)、授産施設等に限ったうえで随意契約できる(原則として、対象者1者につき1会計年度間に1件とし、かつ総額500万円以内。) |
| 奈良県 | 庁舎管理業務における入札参加条件の特遇 | 平成19年度 | 清掃、警備等の庁舎管理業務において、障害者雇用に取り組んでいる企業を入札参加条件により優遇することは差し支えない旨、会計局総務課が全庁通知を発出 |
| | 入札参加資格審査における評価点の加算措置 | 平成20年度 | 土木工事等の入札参加資格審査において、障害者雇用業者に評価点の加算措置を実施 |
| | 清掃委託業務における障害者雇用の条件付け | 平成20年度 | 一定規模以上の県所属・出先機関において、清掃業務の委託を発注・入札する際に、受託業者は障害者を清掃業務に従事させることを条件付け |
| | 障害者福祉施設等に対する優先発注 | 平成20年度 | 物品購入及び役務の提供に関して、障害者福祉施設等から地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約によって優先的に発注するよう庁内所属に周知 |
| 和歌山県 | 授産施設等から直接購入するものを随意契約 | 平成15年度 | 授産施設等から物品を購入する場合は、集中調達外物品として、各所属において随意契約することができる |
| | 障害者施設等とのクリーニング請負及び印刷に係る随意契約 | 平成17年度 | クリーニングの請負において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当する場合、授産施設等が履行できるものは授産施設等を優先する また、障害者福祉の増進及び障害者の雇用の拡大のために利用する印刷物は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当する場合、授産施設等を優先する |
| | 障害者雇用企業等からの物品調達の優遇制度 | 平成17年度 | 障害者雇用率が3.6%以上又は56人未満の場合は1人以上で県内に本店、支店、営業所等を有する企業を随意契約及び指名競争入札において優先的に取り扱う |
| | 障害者雇用県内建設企業に対する入札参加資格審査における評価制度 | 平成20年度 | 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る本県の独自評価点数(地方基準点数)について、雇用している障害者(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方)の数が、次のいずれかに該当するときは20点を加点する A 法定義務建設業者(常時雇用者数56人以上)の場合は法定雇用率(1.8%以上)を超えているとき B 非法定義務建設業者の場合は1名以上雇用しているとき |
| 鳥取県 | 障がい者雇用企業等の競争入札の特遇制度 | 平成17年度 | 建設工事等における入札参加資格の格付け点数において、格付日の属する年の前年の6月1日現在の雇用状況報告において、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の雇用義務(障害者雇用率1.8%以上)を達成できなかった企業等に対し5点減点する措置を実施 |

| 自治体名 | 事項 | 開始年度 | 特例措置の内容 |
|------|----------------------------------|--------|--|
| 鳥取県 | 障がい者法定雇用率達成事業者等からの物品等の調達にかかる配慮措置 | 平成19年度 | 鳥取県競争入札参加資格者名簿に登録されている障害者法定雇用率達成事業者等を「配慮措置企業」として認定し、物品の購入及び委託・役務の調達時に下記事項に該当する場合は、原則として通常の見積依頼業者数に配慮措置企業1社を追加して見積依頼を行う 【物品の購入】 (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当して随意契約を行うもののうち、次に掲げるものに限る) (1)本庁で集中業務課が調達する予定価格が1万円以上20万円未満の物品 (2)常時購入委嘱で各課が調達する予定価格が5万円以上20万円未満の物品 (3)出納機関が調達する予定価格が5万円以上20万円未満の物品 【役務・委託の調達】 (1)予定価格が5万円以上のものにかかる指名競争入札 (2)予定価格が5万円以上のものにかかる随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)に該当して契約する場合に限る) |
| 広島県 | 冊子作成に係る障害者多数雇用事業所及び関係施設への優先発注 | 平成16年度 | 本県が発行する障害者施策関係冊子の作成に当たっては、障害者多数雇用事業所及び関係施設への指名競争入札又は随意契約をおこなっている |
| | 報償品及び印刷物(名刺・封筒)に係る障害者支援施設等への優先発注 | 平成18年度 | 本県が発注する報償品及び印刷物(名刺・封筒)について、障害者支援施設等(授産施設、小規模作業所)と随意契約を行っている |
| | 物品調達における障害者多数雇用事業者の受注機会の拡大 | 平成18年度 | ・指名競争入札による場合、障害者多数雇用事業者を1者以上指名する ・随意契約による場合、原則として1者以上の障害者多数雇用事業者を見積合わせ等に加える |
| | 建設工事の入札参加資格審査における障害者雇用企業の加点措置 | 平成19年度 | 建設工事の入札参加資格審査において、障害者雇用義務がある者で法定雇用率を満たす者又は障害者雇用義務のない者が障害者を雇用した場合に、加点措置を行う |
| 山口県 | 政策課題を評価項目とする入札参加者指名制度(政策入札制度) | 平成19年度 | 1 別枠指名制度 業務委託(建設工事以外)契約に係る全ての指名競争入札において、県内に本店若しくは主たる事務所を有する事業者が、県の政策課題に寄与する取組を行っている場合、申し出により登録された業者については、通常の指名に加えて別枠での指名の対象とする制度である → 対象となる県の政策課題の評価項目に障害者雇用等に係る項目を設定(57項目中3項目) ・障害者施設への物品調達、業務委託等の発注実績があること ・身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること ・やまぐち障害者雇用推進企業の認定を受けていること 2 入札参加資格審査での評価制度 競争入札参加資格審査において、県の政策課題への取組の一つとして障害者の雇用を、加点対象としたこと ・障害者の雇用状況の報告義務のある県内業者が、法定雇用率を達成した場合 ・障害者の雇用状況の報告義務のない県内業者が、障害者を常時雇用した場合 |
| | 障害者雇用企業からの物品調達の優先的取扱 | 平成13年度 | 障害者雇用企業の入札参加機会等の拡大 (障害者雇用企業の認定要件) 1 県が行う物品調達に係る競争入札参加資格を有していること 2 県内に本店が所在する中小企業であること 3 常用雇用労働者に対する雇用障害者の割合が3.6%以上であること 上記1～3のすべての要件を満たす企業(障害者雇用企業)に対して、次の措置を講ずる (1)随意契約への優先的な参加 登録営業種目の希望順位「第1希望(大分類)」、かつ、「小分類1～小分類5」に対応する物品の見積合わせを実施する場合に参加することができる (2)指名競争入札への優先的な参加 登録営業種目に対応する物品の指名競争入札がある場合に、指名する |

| 自治体名 | 事項 | 開始年度 | 特例措置の内容 | | | | | | | | | |
|-------|---|--------|--|------|----|------|-------|---|----|-----------------------------|-----|----------------------------------|
| 徳島県 | 障害者雇用企業等からの物品調達への優遇制度 | 平成16年度 | 障害者(精神障害者を含む)の雇用率が1.8%以上の中小企業等を対象に、随意契約における優先発注、指名競争入札における優先指名を実施 | | | | | | | | | |
| | 障害者雇用企業の格付優遇制度 | 平成19年度 | 公共工事の入札参加資格業者の格付において、障害者を1年以上継続雇用している業者に加点措置を実施 | | | | | | | | | |
| | 就労支援事業所等からの物品等調達の優遇制度 | 平成20年度 | 障害者就労支援事業所等が供給できる物品、印刷物及び役務について、同事業所等へ優先的に発注 | | | | | | | | | |
| 愛媛県 | 障害福祉サービス事業を行う施設等の製品の購入 | 平成16年度 | 県との取引を希望する障害福祉サービス事業を行う施設等を事前に登録のうえ、1者随契が可能な予定価格30万円の範囲内で、軽易な印刷物や記念品など施設で取扱可能な物品を優先的に発注 | | | | | | | | | |
| | 建設工事入札参加資格審査における障害者雇用企業への加点評価措置 | 平成17年度 | 県が発注する建設工事の競争入札又は随意契約の見積りへの参加資格審査において、次のいずれかに該当する場合に加点評価を行う ①障害者雇用を義務付けられている場合で、法定雇用率を達成しているとき ②障害者雇用を義務付けられていない場合で、障害者を雇用しているとき | | | | | | | | | |
| | 物品購入における障害者雇用企業の優遇 | 平成17年度 | 県との取引を希望する障害福祉サービス事業を行う施設等を事前に登録のうえ、1者随契が可能な予定価格30万円の範囲内で、軽易な印刷物や記念品など施設で取扱可能な物品を優先的に発注 | | | | | | | | | |
| | 特定随意契約 | 平成18年度 | 障害福祉サービス事業を行う施設等から物品の購入や役務の提供を受ける場合に、予定価格に関わらず(30万円超)随意契約で対応 購入等に当たっては、発注見通しや契約内容等を公表し、透明性の確保を図ったうえで、施設間における一般競争入札類似の手続を実施 | | | | | | | | | |
| 高知県 | 建設工事入札参加資格審査における建設業者の障害者雇用に対する評価 | 平成17年度 | 法定雇用率を超えて、若しくは雇用義務のない建設業者が雇用期間1年以上の障害者を雇用している場合、入札参加資格のランク付けに用いる総合点数に、20点の加点を行う | | | | | | | | | |
| 福岡県 | 建設工事入札参加資格の障害者雇用状況評価制度 | 平成16年度 | 入札参加資格審査申請を行う建設業者(県内に本店・支店等を有する者に限る。)の障害者の雇用状況により、工事の種類ごとに等級別格付の点数を次のとおり加点する ①「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定による障害者雇用状況の報告義務を有している者が法定雇用障害者数と同数の障害者を雇用している場合は5点、法定雇用障害者数を超過している場合は10点 ②上記以外の者で、一人以上の障害者を雇用している場合は10点 | | | | | | | | | |
| | 障害者雇用企業に対する競争入札参加資格の優遇制度 | 平成17年度 | 障害者(知的障害者を含む)の雇用状況を、競争入札参加資格者名簿のランク分け基準に加える 競争入札参加資格者の格付けについては、審査事項別に付与得点を定め、付与得点の合計を総合得点として、その得点により格付けを行っている 平成17年度の競争入札参加資格審査申請から審査事項に障害者雇用状況を加え、下表のとおり障害者雇用企業には加点することとした <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>審査事項</th> <th>区分</th> <th>付与得点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">障害者雇用</td> <td>「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する障害者雇用状況の報告義務があり、法定雇用障害者数と同数の障害者を雇用している場合</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>上記法定雇用障害者数を超過して障害者を雇用している場合</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>上記雇用障害者雇用状況の報告義務はないが障害者を雇用している場合</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table> | 審査事項 | 区分 | 付与得点 | 障害者雇用 | 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する障害者雇用状況の報告義務があり、法定雇用障害者数と同数の障害者を雇用している場合 | 5点 | 上記法定雇用障害者数を超過して障害者を雇用している場合 | 10点 | 上記雇用障害者雇用状況の報告義務はないが障害者を雇用している場合 |
| 審査事項 | 区分 | 付与得点 | | | | | | | | | | |
| 障害者雇用 | 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する障害者雇用状況の報告義務があり、法定雇用障害者数と同数の障害者を雇用している場合 | 5点 | | | | | | | | | | |
| | 上記法定雇用障害者数を超過して障害者を雇用している場合 | 10点 | | | | | | | | | | |
| | 上記雇用障害者雇用状況の報告義務はないが障害者を雇用している場合 | 10点 | | | | | | | | | | |

| 自治体名 | 事項 | 開始年度 | 特例措置の内容 |
|------|---|--------|---|
| 佐賀県 | 障害者雇用事業者等からの物品調達の特遇制度 | 平成16年度 | 障害者の雇用率が1.8%以上の中小企業等を対象に、随意契約における優先指名を実施 特に授産施設等が供給できる物品については、同施設等からの随意契約における優先発注に努める |
| | 建設工事入札参加資格審査制度における障害者雇用評価制度 | 平成17年度 | 県建設工事入札参加資格審査制度において、法定雇用障害者数を満たしている事業者等に次の加点を行うとともに、法定の障害者雇用を満たしていない事業所については5点の減点を行っている (平成21・22年度以降の内容) 1 法定雇用義務がある者 ① 法定雇用障害者数と同数の人数を雇用している場合 5点 ② 法定雇用障害者数を1名超える人数を雇用している場合 10点 ③ 法定雇用障害者数を2名以上超える人数を雇用している場合 15点 2 法定雇用義務がない者 ① 1名雇用している場合 10点 ② 2名以上雇用している場合 15点 |
| 長崎県 | 障害者雇用企業等からの物品調達の特遇制度 | 平成16年度 | 県内に本・支店等を有する中小企業者で、障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)の雇用率が1.8%以上の企業及び授産施設と一定の取引(年間50万円以上)がある企業並びに障害者の福祉的就労の取組みを行っている県内の授産施設、福祉工場等を対象に、随意契約における優先発注を実施 |
| 熊本県 | 熊本県工事入札参加資格審査格付における障がい者雇用企業等への優遇措置 | 平成17年度 | 熊本県工事入札参加資格審査格付における評価項目として、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率の達成状況又は障がい者の雇用状況に応じて加点する ・法定雇用率が適用される者は、法定雇用率を達成している場合 ・法定雇用率が適用されない者は、障がい者を1人以上雇用している場合 ※平成21・22年度格付における配点は5点 |
| | 障がい者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する優遇措置 | 平成15年度 | 県内で事業を営む中小企業者で、入札参加資格を有し、県内での障がい者(精神障がい者を含む)の雇用率が1.8%以上の者については、指名競争入札及び随意契約において追加指名を行う 県内の障がい者支援施設等から過去1年間に50万円以上の物品等の調達を行った事業者については、随意契約における追加指名を行う 随意契約により県内の障がい者支援施設等が供給できる物品等を調達しようとするときは、障がい者支援施設等から調達するよう努める |
| | 物品購入契約等及び業務委託契約に係る入札参加資格審査格付における障がい者雇用企業等への優遇措置 | 平成18年度 | 物品購入契約等及び業務委託契約に係る入札参加資格審査格付における評価項目として、障がい者を1人以上雇用している場合は、2点加点する |
| 大分県 | 障害者雇用企業等に対する指名優遇制度 | 平成17年度 | 競争入札参加資格を有している県内企業(県内に本店、支店及び営業所等を有する中小企業)のうち、障害者(精神障害者を含む)を1名以上(従業者数56名未満)または2名以上(従業者数56人以上)、雇用している企業を対象に、随意契約における優先選定、指名競争入札における優先追加指名を実施している |
| | 障がい者雇用促進建設業者への建設工事競争入札参加資格審査時における点数付与制度 | 平成17年度 | 「障害者の雇用の促進に関する法律」第43条に係る障がい者の雇用義務がある建設業者で身体障がい者及び知的障がい者の数が法定雇用義務障がい者数以上であるとき及び雇用義務のない建設業者で障がい者を雇用しているときに、一定の点数を付与する |
| 宮崎県 | 障がい者雇用促進企業等からの物品買入れに関する優遇制度 | 平成18年度 | 1 障がい者の雇用に努める企業(障がい者雇用促進企業) (1) 指名競争入札により物品の買入れをしようとするときは、障がい者雇用促進企業を含めて指名するように努める (2) 随意契約により物品の買入れをしようとする場合において見積書を徴するときは、障害者雇用促進企業から優先して徴するよう努める 2 授産施設等 随意契約により授産施設等の供給できる物品の買入れをしようとするときは、授産施設等からの買入れに努める |

| 自治体名 | 事項 | 開始年度 | 特例措置の内容 |
|-------|---|--------|--|
| 鹿児島県 | 障害者施設等からの物品調達に係る随意契約 | 平成17年度 | 地方自治法施行令改正を受け、障害者施設等からの物品調達及びシルバー人材センター等からの役務の提供について随意契約ができるよう契約規則を改正し、その手続を規定している |
| | 障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱 | 平成18年度 | 県の物品購入や建設工事等における指名競争入札等への優遇措置 ①指名競争入札の指名における優遇、②随意契約における優遇、③授産施設等の優遇 |
| | 庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達における障害者雇用促進企業への優遇制度 | 平成19年度 | 障害者の雇用促進を図るため、障害者を積極的に雇用している事業者を、庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達において優遇する制度 |
| | 庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達における障害者雇用促進企業への優遇制度 | 平成20年度 | 障害者の雇用促進を図るため、障害者を積極的に雇用している事業者を、庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達において優遇する制度 |
| 沖縄県 | 花壇管理業務委託契約に係る一般競争入札において参加施設を授産施設だけとして優遇措置 | 平成6年度 | 業務に十分な対応が可能な本島内の授産施設に対して事前調査を行い、入札参加希望の有無を確認の上、希望した施設に対して優先実施 |
| | 花壇管理業務委託契約に係る指名競争入札における授産施設への優遇措置 | 平成3年度 | 業務に十分な対応が可能な本島内の授産施設に対して事前調査を行い、入札参加希望の有無を確認の上、希望した施設に対して優先指名を実施 |
| 札幌市 | 障がい者を雇用している企業への入札制度上の優遇措置を実施 (財政局管財部契約管理課) | 平成17年度 | 障がいのある方の雇用促進の契機となるよう、平成17・18年度の登録から、法定雇用率と同率以上障がいのある方を雇用する企業(建設業)に対し、企業の施工能力に応じて等級分けする場合の評価点に加点している 評価点を加点された企業は、より大きな契約金額の工事が受注可能となる |
| | 障がい者多数雇用企業認定制度 (保健福祉局障がい福祉課) | 平成19年度 | 物品・役務の入札参加資格登録者のうち、障がい者雇用率3.6%以上の認定希望企業を募り24社を認定した。認定企業は、企業名をHPで公表するほか、庁内各局・区に対して、企業名を周知し、随意契約の際の相手方として優先的に発注するよう依頼している |
| 仙台市 | 障害者雇用促進企業等からの物品調達の優遇制度 | 平成14年度 | 障害者(精神障害者を含む)の雇用率が3.6%以上の中小企業等を対象に、随意契約における優先発注、指名競争入札における優先指名を実施 また、授産施設等が調達できる物品等を記載した名簿を作成し、随意契約における優先発注を実施している |
| さいたま市 | さいたま市競争入札参加資格審査に関する発注者別評価項目における障害者雇用企業への優遇措置 | 平成17年度 | さいたま市の競争入札参加資格審査に係る発注者別評価項目において、その審査項目として「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率の達成状況又は雇用義務はない業者の雇用状況を設定しており、その状況に応じて資格審査数値に加点している ・建設工事(20点) さいたま市内に建設業法に規定する本店を有する者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率を達成していること(雇用義務はないが雇用している場合を含む) ・業務委託(建物総合管理、警備、清掃業務)(5点) すべての業者のうち、障害者雇用率が1.8%以上に達しているもの(雇用義務はないが雇用している場合を含む) |
| | さいたま市総合評価方式における評価項目での優遇措置 | 平成18年度 | 【法定雇用義務がある】障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率1.8%を満たして雇用している場合1点を加点し、また、1.8%に1%を加えた率で雇用している場合は2点を加点している 【法定雇用義務がない】障害者を雇用している場合2点を加点している |
| 千葉市 | 建設工事入札参加資格者の格付における障害者雇用企業への優遇措置 | 平成15年度 | 障害者の雇用の促進に関する法律に基づく法定雇用率を達成している場合等に、格付の基準となる主観点数に20点加点とする 格付が上位となった業者は、より規模の大きい工事を受注することができる |
| 横浜市 | 障害者授産施設等からの物品購入等についての協力依頼 | 平成16年度 | 地方自治法施行令改正に伴い、障害者施設等の工賃アップを図るため、市役所内で施設からの物品の購入及び役務の提供について、積極的に取り組むよう市役所内部に文書で通達するとともに、イントラネットを使って発注促進のPRをしている |

| 自治体名 | 事項 | 開始年度 | 特例措置の内容 |
|------|--|--------|---|
| 横浜市 | 障害者雇用状況による入札参加資格格付点数の加点 | 平成20年度 | 次の工種・種目へ入札参加資格審査申請を行う者のうち、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定されている障害者雇用率(1.8%)を超える障害者雇用を行っており、格付点数への加算の申請がある場合に加算を行う ①工事(土木・ほ装・造園・建築・電気・管・上水道の7工種)5点 ②物品・委託等(建物管理・公園緑地等管理の2種目)3点 |
| 川崎市 | 障害者雇用企業等を優遇する入札契約制度「主観評価項目制度」 | 平成18年度 | 「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条第5項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業所で法定雇用率を達成している事業者、又は雇用義務を義務付けられている事業者以外で障害者を常用雇用している事業者への優遇措置として「主観評価項目制度」を実施している ※主観評価項目…入札において、必要に応じ、主観評価項目又は主観評価項目合計点を入札参加資格として利用します 財政局資産管理部契約課(電話:044-200-2097・FAX:044-200-9901) |
| 相模原市 | 障害福祉サービス事業所等への官公需発注についての協力依頼及び情報提供 | 平成19年度 | 障害福祉サービス事業所等への業務発注及び製作している物品の購入を促進するため、市内の事業所等の情報を取りまとめて、庁内LAN及び市のホームページ等で情報提供し、官公需の発注について市役所内に文書で依頼している |
| 新潟市 | 障がい者多数雇用事業者からの物品等調達優遇制度 | 平成20年度 | 市が行う物品等の調達について、登録された市内の障がい者多数雇用事業者(市内の事業所で雇用する障がい者の雇用率が3.6%以上)から物品または役務を積極的に調達する制度(要綱)を制定 |
| | 障がい者施設等からの物品調達に係る随意契約 | 平成20年度 | 上記要綱の制定を受け、障がい者施設等からの物品提供について随意契約ができるように、市の「物品購入発注基準及び業者選定要綱」を改正し、障がい者施設等からの物品調達を促進 |
| 静岡市 | 建設工事資格審査での主観的事項の計算において、障害者企業は右欄の数値が加算される | 平成17年度 | 障害者の雇用状況 障害者の雇用の促進等に関する法律に定める法定雇用障害者数と同数の障害者雇用のある場合 10点 法定雇用障害者数より多くの雇用のある場合 20点 |
| | 総合評価一般競争入札の評価項目のうち社会性・信頼性の中で、障害者の雇用状況を評価の対象としている | 平成21年度 | 建設工事資格審査において、障害者の雇用状況で20点加算されている企業(法定雇用障害者数より多くの雇用のある場合)には、1点の加点をしている |
| 浜松市 | 障害者雇用状況による入札参加資格格付点数の加点 | 平成19年度 | 浜松市建設工事に係る入札参加資格登録時に申請者から障がいのある人の雇用人数の報告を求め、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する法定雇用率を超している場合には、格付けの基となる評点に10点を加点している |
| | 一般競争入札の総合評価落札方式における加点 | 平成19年度 | 一般競争入札に総合評価落札方式を導入し、評価項目に「障害者雇用の状況」を設定し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する法定雇用率を超している場合には、0.5点を加点している |
| 名古屋市 | 障害者雇用促進企業認定等制度 | 平成16年度 | 障害者(精神障害者を含む)の雇用率が3.6%以上の市内の企業等を対象に、随意契約における優先発注、指名競争入札における優先指名を実施 また、市内の授産所等の授産所等の製品を登録し、少額の随意契約における優遇措置を実施 授産製品の販売促進を図る |
| 京都市 | 入札・契約における事業者の等級格付の優遇措置 | 平成17年度 | 工事契約、測量・設計等契約における等級格付の際に、障害者法定雇用率達成事業者に対して加点を行う |

| 自治体名 | 事項 | 開始年度 | 特例措置の内容 |
|------|--|--------|---|
| 大阪市 | 本市発注の清掃業務委託契約をはじめ、清掃業務以外の業務について、就職に向けた支援が必要な人(以下「就職困難者」という。)の雇用・就業を促進するため、総合評価方式入札制度(地方自治法施行令第167条の10の2。以下「制度」という。)の導入 | 平成16年度 | 従来の「価格評価」に加え、公共貢献要素として「技術的評価」と「公共性評価」を評価項目にし、知的障害者の雇用促進やホームレスの自立・就業支援の促進、就職困難者の雇用・就業促進、環境への配慮などの提案を評価し、価格だけではなく総合的な評価によって落札者の決定を行っています これまで、就職困難者が当該業務に直接従事することができる業務として、一定規模の清掃業務委託に制度を導入し、就職困難者の雇用促進に寄与しています ところが、昨今の厳しい雇用失業情勢は、特に障害者など就職困難者の雇用をさらに深刻な状況にしていることを踏まえ、制度を適用する対象物件を増やせるよう、制度の導入がなされていない本市発注の清掃業務委託契約をはじめ、清掃業務以外の業務についても、公共貢献要素とする評価項目を創意・工夫することにより、積極的に制度の拡大を図っております |
| | 指定管理者制度 | 平成18年度 | 本市施設の指定管理者を公募により選定するが、選定項目に目的の達成やサービスの向上などのほか、「団体の取り組みとして評価すべき事項」として環境への取り組みや障害者等の雇用への取り組みで配点を行い選定する |
| | 入札参加資格審査時点における法定障がい者雇用未達成者に対する減点措置 | 平成20年度 | 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による法定雇用障がい者数を充足していない場合は、総合評定値から10点差引いた値をもって当該者の総合評定値とみなす ただし、「法定障害者雇用状況報告書」の報告を義務付けられる者に限る |
| 神戸市 | 工事請負競争入札参加資格の等級格付けへの加算 | 平成16年度 | 障害者雇用状況の報告義務のある事業主で、法定雇用率を達成した者に、競争入札参加資格における等級格付に加算する(等級格付は、種々の条件を点数化したものであり、その総合得点により、参加できる工事規模が決まる) |
| 広島市 | 障害者雇用推進事業者に対する受注機会の拡大 | 平成18年度 | 障害者を多数雇用(「障害者の雇用の促進等に関する法律」の算定方法による雇用率が3.6%以上)する事業者を「障害者雇用推進事業者」として認定、公表したうえで、物品の購入等(役務の提供、工事の請負を含む)の指名競争入札、随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に該当するものに限る。)において、優先的に指名・選定するよう、努める |
| 北九州市 | 有資格業者登録における格付け評価項目への障害者項目の導入 | 平成20年度 | 物品等有資格業者、建設工事資格業者の登録の際、 ①障害者雇用促進法に基づき、障害者雇用状況の報告義務のある者で、法定雇用率を達成している者 又は ②障害者雇用促進法上、障害者雇用状況の報告義務のない者で、障害者を1人以上雇用している者は、社会貢献項目に加算させている |
| 福岡市 | 障がい者雇用企業優遇制度 | 平成15年度 | 福岡市に本店を有し、障がい者(精神障がい者を含む)の雇用率が3.6%以上の中小企業を対象に、公募型指名競争入札において公募要件を優遇したり、指名競争入札において指名回数を多くしたり、随意契約において見積書を徴する機会を多くする等の優遇措置を実施 |
| | 障がい者施設等の発注促進制度 | 平成14年度 | 市が公用で発注する物品購入や役務の提供について、所管課が障がい者施設等と直接随意契約を行える制度を実施 |